

## 小松島支援学校における物損事故に係る和解について

職員の職務遂行上において発生した物損事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

### 記

#### 1 事故の概要

(1) 発生年月日

令和元年8月19日(月)午後1時40分ごろ

(2) 発生場所

仙台市青葉区小松島新堤2-1

(3) 事故の概要

小松島支援学校において職員が草刈作業を行った後に、刈った草をリヤカーで集積作業をしていたところ、リヤカーが相手方車両の右前方バンパーに接触し損傷を与えたもの。

#### 2 和解内容

(1) 和解の相手方

イ 住 所 仙台市青葉区千代田町11番29号  
ウォークヒル北山202

ロ 氏 名 泉 太郎

(2) 和解の内容

イ 内 容 示 談

ロ 示談年月日 令和元年10月25日

ハ 損害賠償額 28,676円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

#### 3 知事専決処分年月日

令和元年10月25日